令和８年度　静岡年末年始無災害運動実施要領

1　趣旨

令和８年度静岡年末年始無災害運動は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年を迎えることができるよう、慌ただしい時期であるからこそ安全衛生の基本に立ち返り、労働災害防止対策の一層の推進を図ることを目的とする。

静岡県内では労働災害による死亡者数が令和８年 10 月末現在で 27 人と、既に令和７年の年間死亡者数 17 人を 10 人上回るなど、極めて深刻な状況にある。このうち「はさまれ・巻き込まれ」が６人、「墜落・転落」が５人と、この２つの事故の型で全体の４割を超えている。

休業４日以上の死傷者数は 10 月末現在で 3,616 人と前年同期比８％増加している。このうち「転倒」が 1,077 人（前年同期比 19%増）、「墜落・転落」が 525 人（同 11%増）、「動作の反動・無理な動作」が 482 人（同６％増）となり、上位３つの事故の型は、いずれも前年同期を上回っている。特に「転倒」は死傷者数全体の３割を占めている。

このような状況を踏まえ、死亡災害を絶対に起こさないとの強い決意のもと「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」に加え、死傷災害の多くを占める「転倒」の防止を徹底するとともに、年末年始に実施する設備等の清掃、点検、修理などの非定常作業における災害防止を重点実施事項とし、次の基本的観点に基づき「令和８年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

2　基本的観点

○　いかなる時代にあろうとも、「労働災害は本来あってはならないもの」であり、労働災害防止は企業の社会的責任であること。

○　「安全最優先」の思想は先人の尊い犠牲によるものであり、「安全のルール」はその貴重な教訓であること。

○　一人の不安全行動は、他の人の不安全行動を招き、多数の災害を誘発するおそれがあること。

○　無事故の帰宅は、本人を取り巻くすべての人の当然かつ切なる願いであること。

3　スローガン

『 気づく目と 声かけひとつで防ぐ事故 笑顔でつなぐ年末年始 』

4　実施期間

令和８年 12 月１日から令和９年１月 15 日

5　主唱者

静岡労働局、管下各労働基準監督署、（公社）静岡県労働基準協会連合会、県下各労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部、（一社）日本ボイラ協会静岡支部、（一社）日本クレーン協会静岡支部、（公社）建設荷役車両安全技術協会静岡県支部、（独）労働者健康安全機構静岡産業保健総合支援センター、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部

6　事業場が実施する重点実施事項

(1)　はさまれ・巻き込まれ危険箇所の総点検及び災害防止対策の徹底
(2)　墜落・転落のおそれのある作業の把握と災害防止対策の徹底
(3)　「静岡労働局ぬかづけ運動」に基づく転倒災害防止対策の徹底
(4)　非定常作業（機械設備等の清掃・点検・修理・立ち上げなど）における作業方法の確認と災害防止措置の徹底

7　事業場が実施する共通対策

(1)　経営トップによる安全衛生方針の決意表明
(2)　職場の安全衛生パトロールの実施と安全衛生活動の総点検の実施
(3)　４Ｓ（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
(4)　年末の交通安全県民運動（12 月 15 日～12 月 31 日）の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進
(5)　「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の掲示

8　各労働災害防止団体等が実施する事項

(1)　会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
(2)　安全衛生パトロールの実施等、会員事業場の自主的な安全活動の支援
(3)　「静岡年末年始無災害運動」ポスター及び各団体等が独自に作成する資料等の配付

9　静岡労働局が実施する事項

(1)　新聞等の報道機関、機関紙、ホームページなどを通じての広報
(2)　県市町、労働災害防止団体、事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
(3)　労働局長による安全衛生パトロールの実施
(4)　「静岡年末年始無災害運動」ポスターの労働災害防止団体等と連携しての各事業場での掲示依頼

10　各労働基準監督署が実施する事項

(1)　労働災害防止団体の分会、労働災害防止協議会及び事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
(2)　署幹部による安全衛生パトロール等の実施
(3)　「静岡年末年始無災害運動」ポスターの説明会等の機会における配付
(4)　労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた監督指導等の実施